

「臨時運行許可事務取扱いに関する調査」について

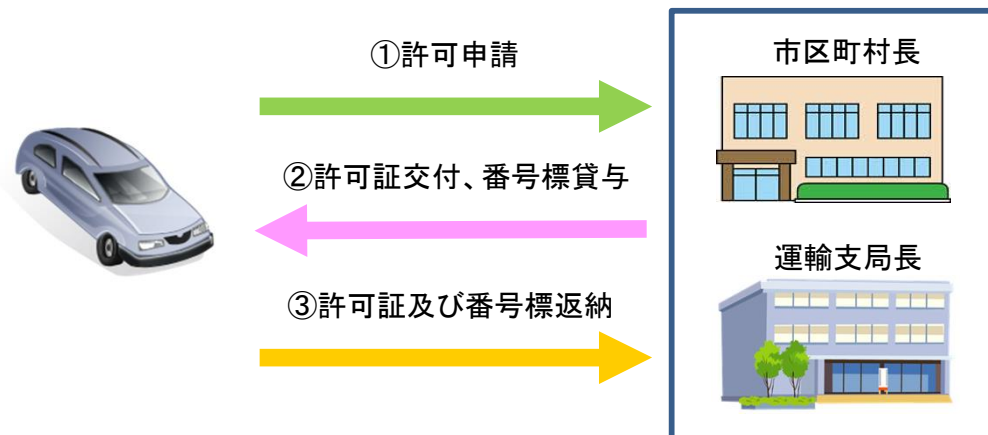
国土交通省 物流・自動車局
自動車情報課
令和6年8月

1. 臨時運行許可制度の概要

- 臨時運行許可制度とは、一定の条件のもと、車検や登録を受けていない車両の公道走行を可能とする制度。
- 市役所等に対して事前の許可申請を行い、許可された目的・経路に限り走行することができる。
- なお、走行をする際は貸与された臨時運行番号標（いわゆる「仮ナンバー」）を車両に表示する必要がある。

申請者	誰でも可能
申請先	市区町村及び特別区の長並びに政令で定める町村の長等
許可を行う場合	①車検を受けるために走行する場合 ②登録の申請のために走行する場合 ③封印を受けるために走行する場合 ④その他特に必要がある場合
許可の有効期間	5日以内

【臨時運行許可の流れ】



【番号標様式】



【主な審査事項】

- 運行目的
- 運行経路
- 運行期間
- 保険加入の有無

2. 調査概要

- 臨時運行許可証、臨時運行許可番号標の適正管理の観点から、自治体が行う臨時運行許可業務の実態を把握し、その実態を踏まえた効果的な技術的助言を検討するための調査。

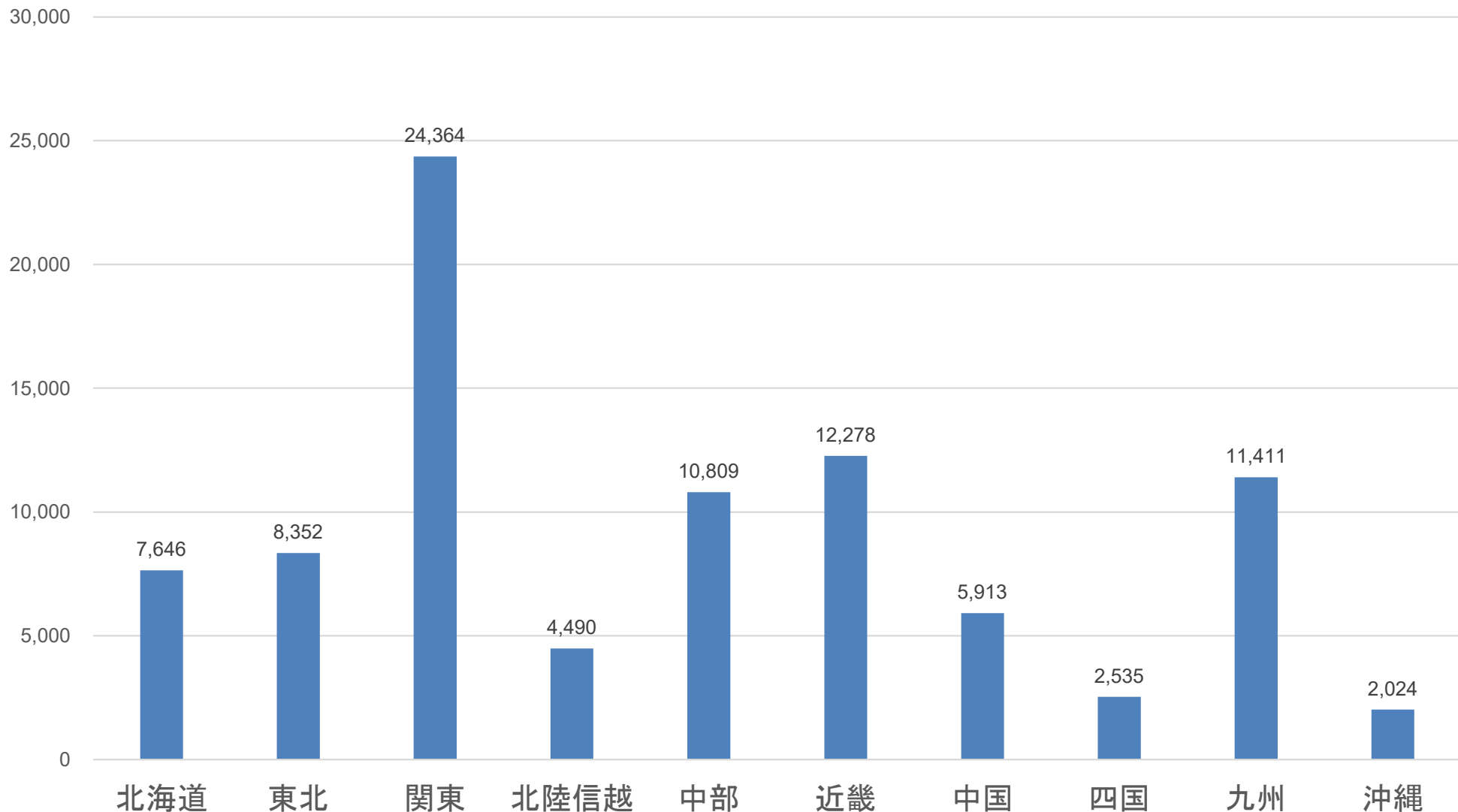
先行して近畿運輸局において、管内の自治体における臨時運行許可業務の実態調査を実施したところであるが、これに加えて各地方運輸局管内の実態も把握する必要があることから全国調査を実施。

- 臨時運行許可番号標の許可を行っている全国の1,368市区町村(828市、23区、478町、39村)を対象に、令和4年度における臨時運行許可の件数や、番号標返却状況等について調査。1,357市区町村(822市、23区、474町、38村)から回答が得られた。

※ 本資料における「地方」の区分は地方運輸局における地方の区分と同一とする

3-1. 臨時運行許可番号標の保有組数(地方別)

- 番号標の保有組数を比較すると、下記グラフのように地方によって大きく異なっている。
- ※ 最少2,024組、最多24,364組、平均8,982.2組
- 都道府県別で見ると北海道が最多の7,646組、鳥取県が最小の355組を保有。

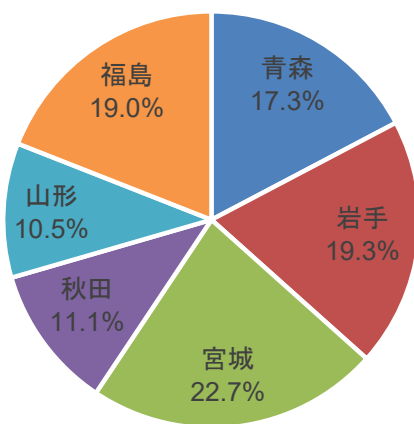


3-2. 臨時運行許可番号標の保有組数(都道府県別)

① 北海道

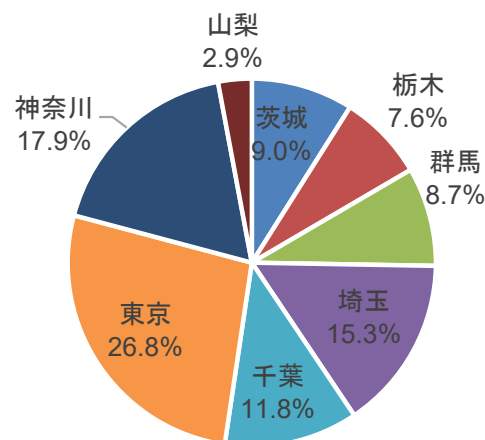
北海道の番号標の保有組数は7,646組で47都道府県で最も多い。
地方別に見ると全国で6番目に多く番号標を保有。

② 東北地方



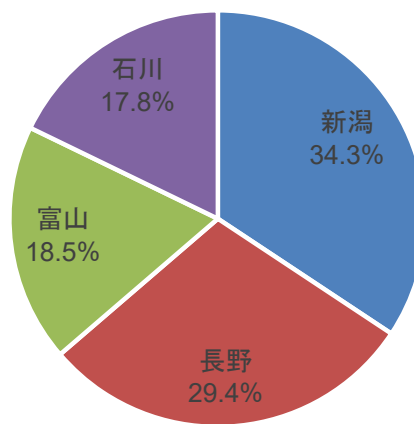
東北地方の番号標の保有組数は合計で8,352組であり、地方別に見ると5番目に多い。
県別に見ると最も多かったのは宮城県の1,899組で、最も少なかったのは山形県の873組であった。

③ 関東地方



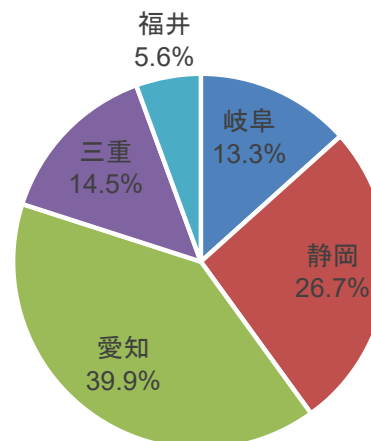
関東地方の番号標の保有組数は合計で24,364組であり、地方別に見ると最多である。
都県別に見ると最も多かったのは東京都の6,529組で、最も少なかったのは山梨県の715組であった。

④ 北陸信越地方



北陸信越地方の番号標の保有組数は合計で4,490組であり、地方別に見ると3番目に少ない。
県別に見ると最も多かったのは新潟県の1,541組で、最も少なかったのは石川県の800組であった。

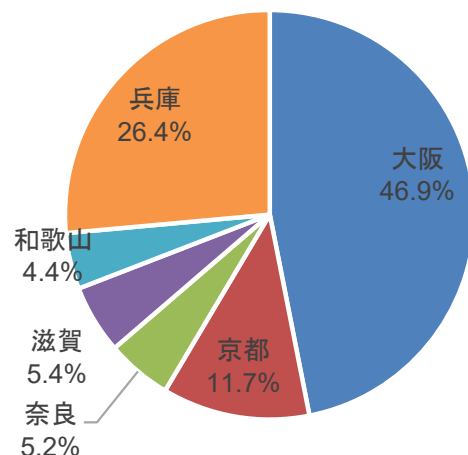
⑤ 中部地方



中部地方の番号標の保有組数は合計で10,809組であり、地方別に見ると4番目に多い。
県別に見ると最も多かったのは愛知県の4,318組で、最も少なかったのは福井県の604組であった。

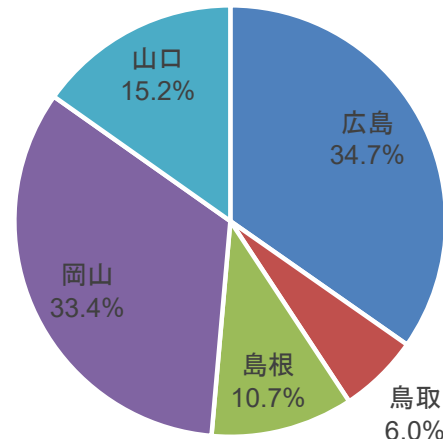
3-3. 臨時運行許可番号標の保有組数(都道府県別)

⑥ 近畿地方



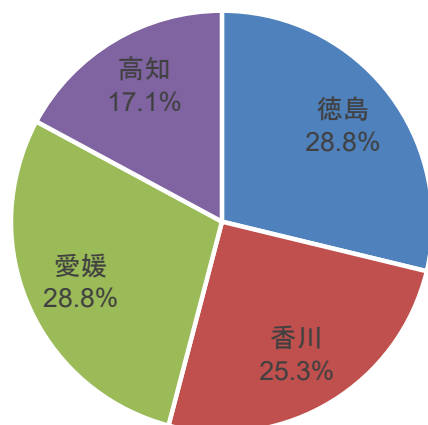
近畿地方の番号標の保有組数は合計で12,278組であり、地方別に見ると2番目に多い。
府県別に見ると最も多かったのは大阪府の5,757組で、最も少なかったのは和歌山県の543組であった。

⑦ 中国地方



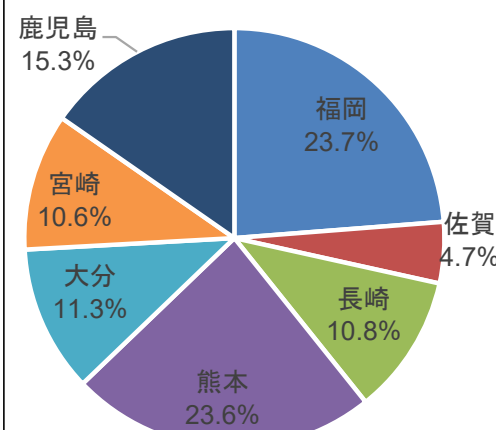
中国地方の番号標の保有組数は合計で5,913組であり、地方別に見ると4番目に少ない。
県別に見ると最も多かったのは広島県の2,053組で、最も少なかったのは鳥取県の355組であり、47都道府県で最小の保有組数であった。

⑧ 四国地方



四国地方の番号標の保有組数は合計で2,535組であり、地方別に見ると2番目に少ない。
県別に見ると最も多かったのは徳島県と愛媛県の730組で、最も少なかったのは高知県の434組であった。
なお、四国地方は沖縄県に次いで番号標の保有組数が少ない地方であった。

⑨ 九州地方



九州地方の番号標の保有組数は合計で11,411組であり、地方別に見ると3番目に多い。
県別に見ると最も多かったのは福岡県の2,710組で、最も少なかったのは佐賀県の539組であった。

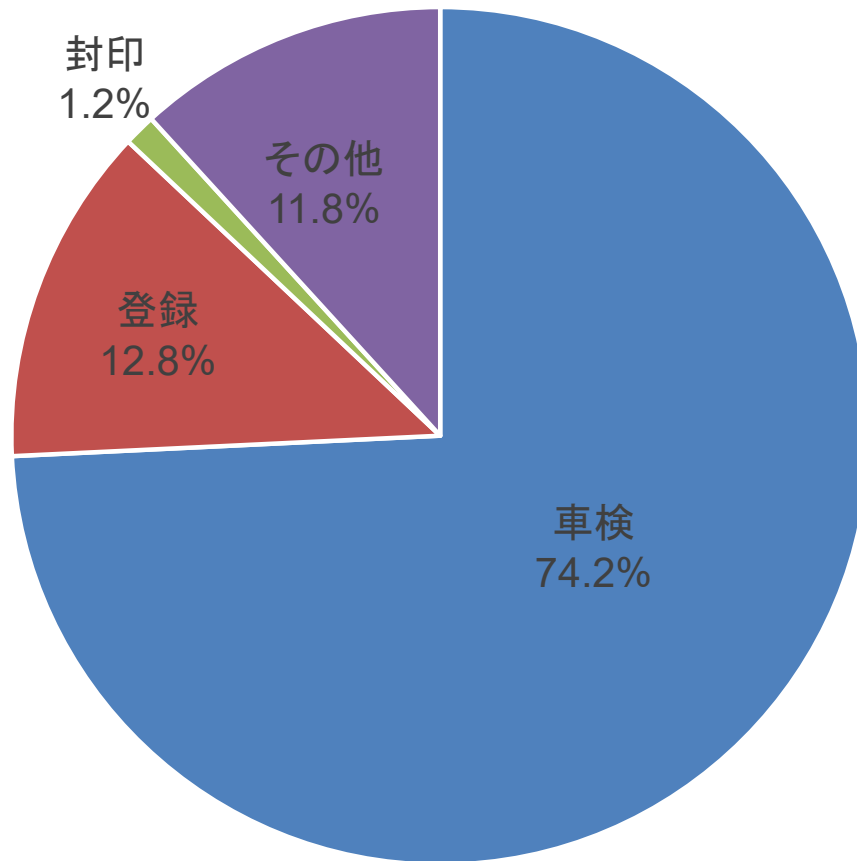
⑩ 沖縄県

沖縄県の番号標保有組数は2,024組で全10地方中最小の保有組数であった。

4. 目的別臨時運行許可件数

- 臨時運行許可の目的を①車検（継続検査等）②登録③封印④その他に大別して調査。
- 全国の合計許可件数は731,547件であった。
- 「その他」も全体の1割強を占めており、自治体に多様な申請があることが分かる。

目的別臨時運行許可件数



臨時運行を許可する理由としては「車検」が最も多く、543,108件であった。

全国各地においてほぼ同様の傾向であったが、一部地域では「車検」目的が9割弱である地域や、反対に「車検」目的が7割弱にとどまる地域もあるなどの地域差も見受けられた。

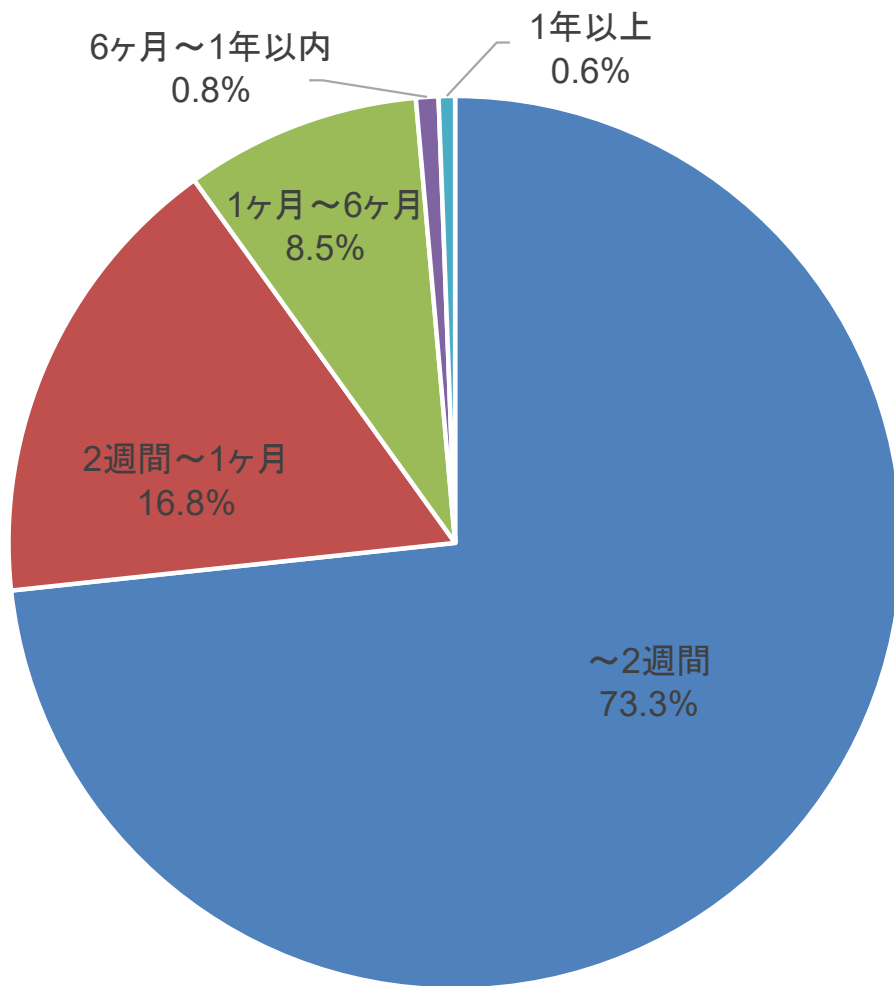
なお、全体の1割強を占めた「その他」の主な理由は下記のとおりである。

- ・販売のため
- ・試運転のため
- ・番号標の交付を受けるため
- ・整備のため
- ・職権打刻のため 等

5. 期限超過して返納された臨時運行許可番号標の超過期間別件数

- 番号標が返納期限日以降に返納された件数及びその超過期間を調査。
- 返納遅れが確認されたのは全国で109,302件。

期限超過して返納された臨時運行許可番号標の超過期間別件数



番号標の返納遅れ件数としては2週間以内の遅れが全体の7割強の80,114件となった。

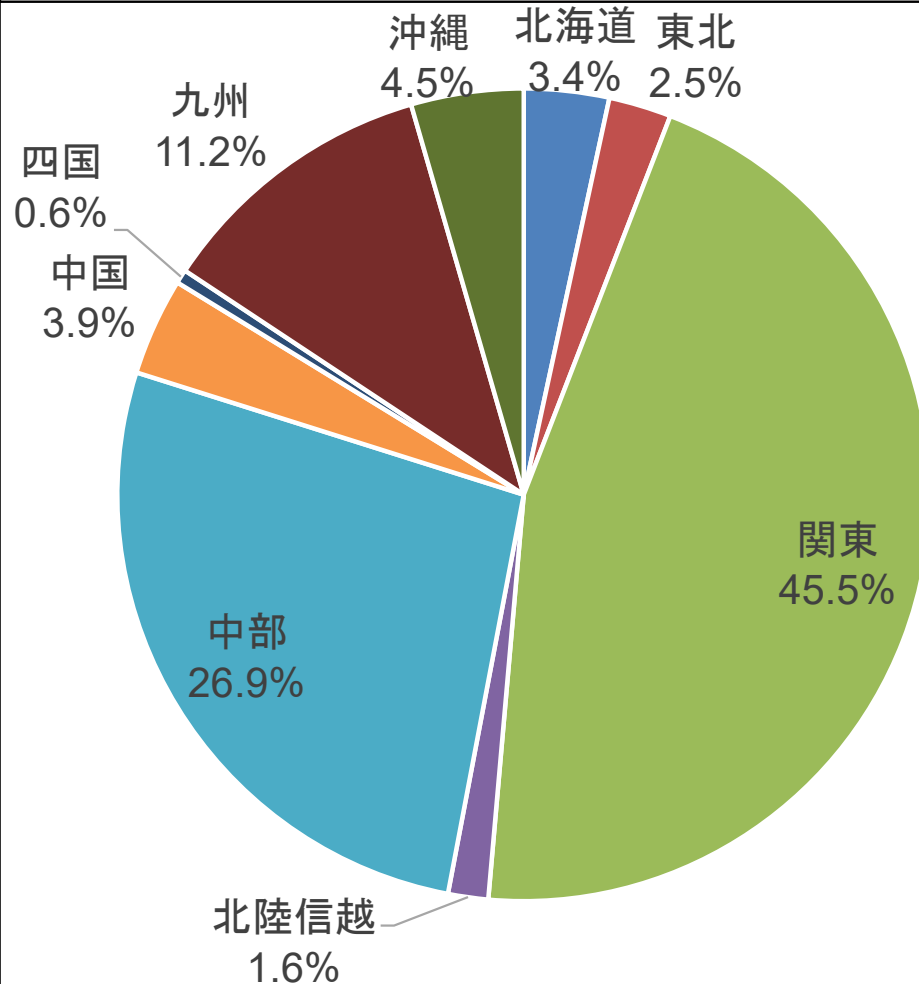
比較的短期間である1カ月以内の遅れは合計で98,445件と全体の約9割を占めていた一方で、1年近くの返納遅れとなっている事例は合計で1,546件存在していた。

なお、臨時運行許可件数731,547件のうち返納遅れ件数が109,302件となっており、臨時運行許可のうち約15%が返納遅れとなっていた。

6. 未返納となっている臨時運行許可番号標組数

- 調査時点において返納期限を超過した後も返納されていない番号標組数を調査。
- 先行調査を実施した近畿地方は調査方法が異なるためこのグラフには含まれない。
- 近畿地方以外で未返納となっている臨時番号標組数は4,491件であった。

未返納となっている臨時運行許可番号標組数



番号標が未返納となっている件数としては関東地方が最大の2,044件であり、次いで中部地方の1,207件であった。この2地方のみで全体の約75%程度を占めている。

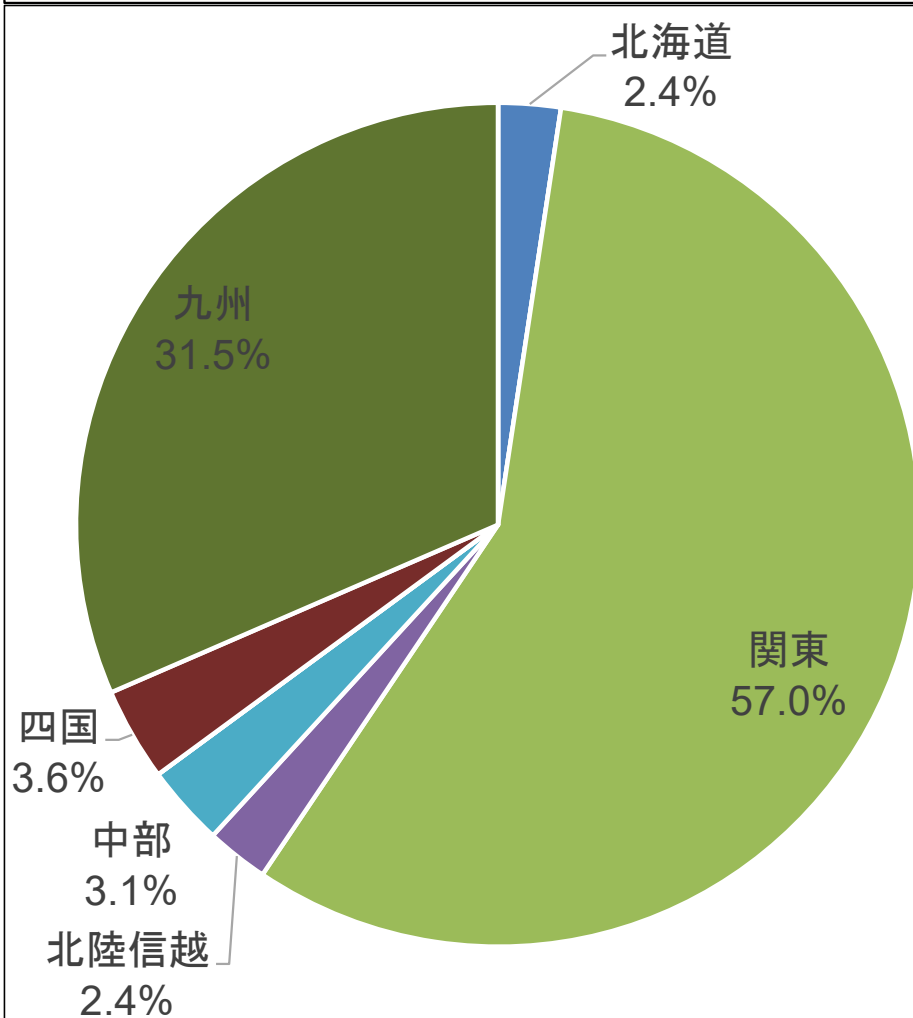
全体的な傾向としては臨時運行許可の件数が多い地方の未返納数も多くなっている。

近畿地方を除く全9地方の番号標保有組数が77,544組であるため、そのうち6%弱が未返納のため活用できていなかったことが分かる。

7. 在庫不足により臨時運行許可番号標を貸与出来なかった事案数

- 自治体の在庫不足が原因で番号標を貸与出来なかった事案数を調査。
- 東北・中国地方及び沖縄県は貸与出来なかった件数がないためグラフから除いている。
- 近畿地方については先行調査の際に調査項目に含んでいなかったため除いている。

在庫不足により臨時運行許可番号標を貸与出来なかった事案数



在庫不足により番号標の貸与が出来なかった事案数は419件であった。

全体的に臨時運行許可件数が多い地方ほど貸与出来なかった件数も多い傾向にあり、関東及び九州が許可件数及び貸与出来なかった件数とも全国で1,2番目に多い地方であった。

関東地方において貸与出来なかった件数が多かったのは千葉県(101件)及び茨城県(52件)であった。一方、東京都では事案が確認されなかった。

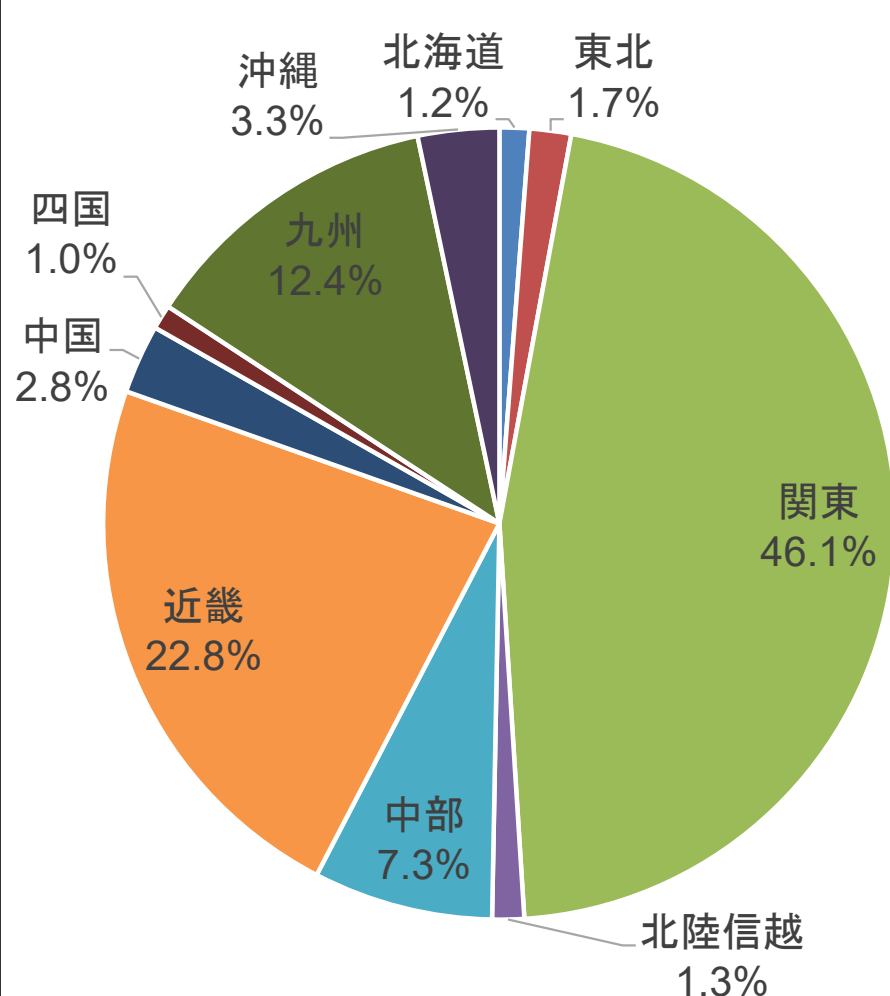
なお、番号標1枚あたりの許可件数を比較すると、千葉県及び茨城県がそれぞれ約13件、14.5件、東京都が約7.5件であった。

このため、千葉・茨城の両県においては、番号標組数が不足している可能性がある。

8. 未返納により失効した臨時運行許可番号標組数

- 一定期間番号標を返納しないことにより失効した番号標組数を調査。
- 長期間返納されていないと不正使用等の原因となるため、各市町村の規則に従って自治体の裁量で失効させることができる。

未返納により失効した臨時運行許可番号標組数



未返納により失効した番号標は全国で996組であった。

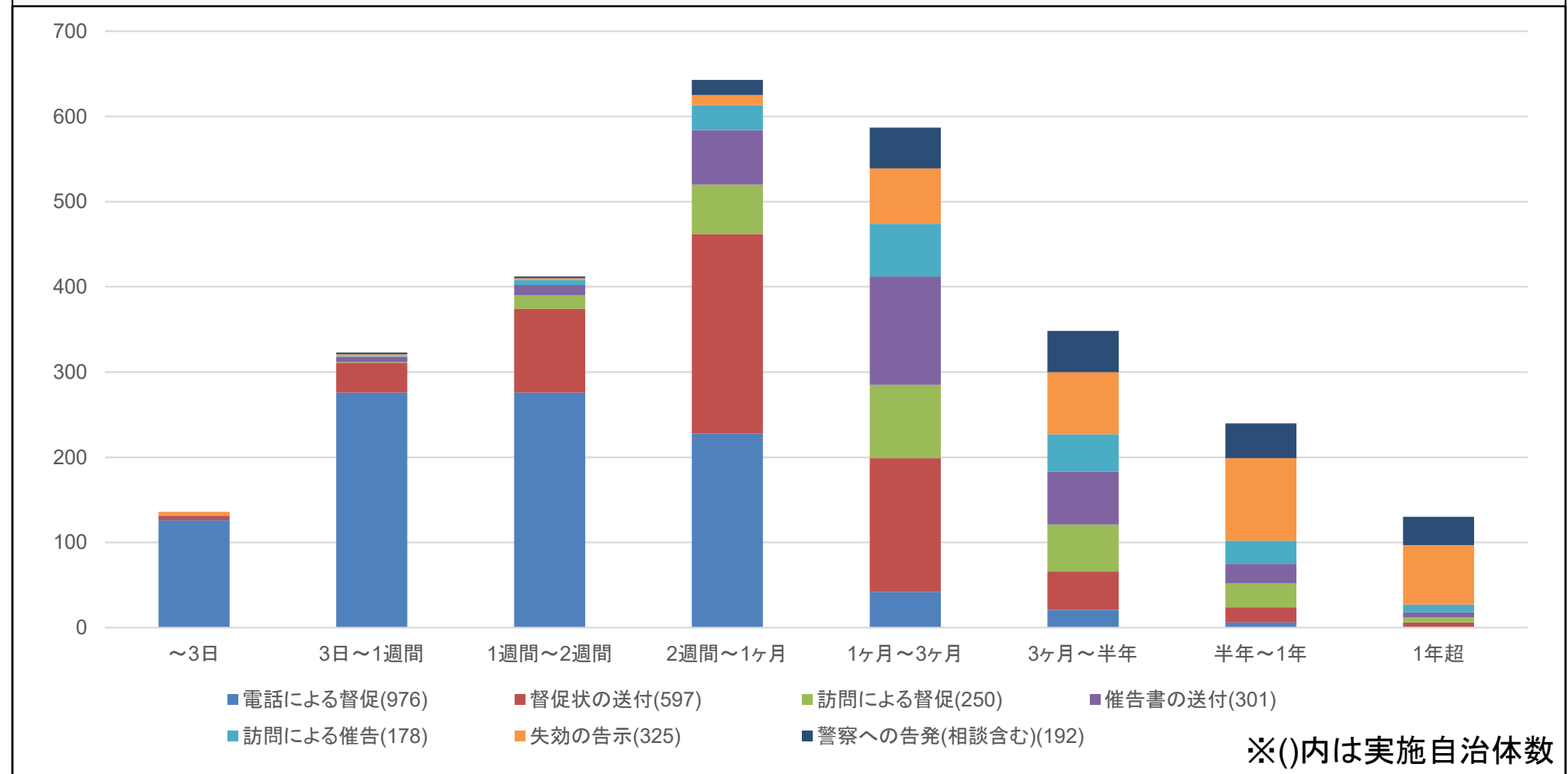
基本的には臨時運行許可件数が多いほど失効した番号標組数が多く、最も多かったのは関東地方で459件と全国の約半数を占めた。次いで近畿地方の227件、九州地方の124件となっており、この3地方だけで全国の約8割程度の失効数を占めることとなった。

失効の件数は、返納遅れの件数の1%にも満たないが、これは、後述のとおり失効の告示が一定期間以上未返納であった場合にとられる措置であり、ほとんどの場合は失効に至る前に番号標が返納されていることが原因と推測される。

9-1. 返納期限が超過した臨時運行許可番号標への対策

- 自治体が返納期限を超過した臨時運行許可番号標にどのような対応を実施しているかを期間別に調査。
- 「違反事例なし」「未実施」「その他」と回答した自治体は除いているため必ずしも総数は一致しない。
- 2週間～1ヶ月までを目処に何らかの対策を行う自治体が多いことがわかる。

返納期限が超過した臨時運行許可番号標への対策



9-2. 各項目の分析

①電話による督促 実施自治体数:976

- ・2週間以内の返納遅れに対しては対策をとった8割超の自治体が電話による督促を実施していた。
- ・一部の自治体は遅れが1ヶ月を超えないと電話による督促をしない、という回答もあった。
- ・複数回電話による督促を実施していると回答した自治体もあった。

②督促状の送付 実施自治体数:597

- ・督促状の送付は半数近くの自治体の実施しており、2週間の返納遅れを境に実施している自治体が多い。
- ・督促状の送付に至るような事例がない、と回答した自治体も存在した。

③訪問による督促 実施自治体数:250

④文書による催告 実施自治体数:301

⑤訪問による催告 実施自治体数:178

- ・上記と同様に、該当事例がないことによる回答が一部含まれていると考えられる。
- ・対策を実施した自治体は2週間～半年の返納遅れを中心に実施していた。
- ・その他と回答した自治体の中には①、②の対応でも奏功しない時、と回答した自治体もあった。

⑥失効の告示 実施自治体数:325

- ・失効の告示をした自治体のうち、9割超が1ヶ月以上の返納遅れに対して実施していた。
- ・その他と回答した自治体も、時期を定めず個別の事案ごとに告示している、と回答を得た。

⑦警察への相談・告発 実施自治体数:192

- ・実施している自治体については1ヶ月を目処に対策を実施していることが分かる。
- ・その他と回答した自治体も「悪質性の高い事例については警察と相談」や「警察への相談は随時行うため特定の時期を定めていない」などの回答があり、全く対策を行っていない、というわけではないことが読み取れる。

対策を実施していない自治体の回答

- ・対策を実施していない自治体は「業務多忙により対策ができない」と回答したものがほとんどであった。
- ・「運輸局の指導があれば対策を実施する」と回答した自治体も存在した。